

【総合的な方針】

I. 権利擁護支援機能の明確化

- 法人設立から3年が経過し、この間の取り組みの大半が成年後見制度申立に関することをはじめとした「相談支援」、福祉に関する支援者や後見人等として活動している方々の支援に関する事例検討、援助等による「支援者支援」、出前講座や市民に向けた権利擁護支援の講座等の「地域づくり」という権利擁護に関する支援にまい進してきた。

昨年度その事業展開に関して会員および圏域の福祉分野の関係機関へ3年間の事業評価などの聞き取り、アンケートを実施したところ、これまでの事業展開に関する評価に対してほぼ高い評価を受けており、今後についても継続した事業展開を望まれていることを確認できた。

そのため、設立以降力を入れて検討すべきものとして考えていた「権利擁護支援システム」の確立については、これらの事業展開の核となるものであり、早急の確立が必要であるが、現在方針や方向性、またそのシステムの中核となるべき機関をどこが担うかについても、行政やその他関係する機関等とも共通認識が得られていない状況であるため、行政やその他関係機関との協議を行い、圏域の権利擁護支援システムの在り方、その中でばんじーの位置づけなどを明確にしていきたい。

II. 法人後見受任事業

- 昨年度、会員および圏域の福祉分野を対象にばんじーの法人後見受任に関して、取組方法や期待することについて聞き取り、アンケートを行った。

その中で、法人後見受任については現在主として取り組んでいる「相談事業」「支援者支援」などの継続を前提として「専門職など個人での受任が難しい支援困難なケース」「報酬が見込めないケース」については、ばんじーが受任していく必要のある対象像として多くの回答をいただいた。

そのため、ばんじーにおける法人後見受任についてはばんじーでの受任が必要な対象に限定した受任を行うものとして、法人後見受任審査会の設置により受任の可否や、法人後見受任事業の運営方法を協議しながら事業運営を行う。

ただ、受任後の組織運営の継続が図れるための人員の安定的確保、財源の安定的確保に関する両市との協議等については今年度も継続して行う。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 質の高い人材確保および人材育成

法人後見の受任を行うにあたり、これまでの相談事業の継続も含め、ばんじーの事業が拡大するため、事業実施が可能な質の高い人材の確保および今後の事業継続が可能な人材の育成に取り組む。